

## 目黒区スポーツ推進計画策定にかかる目黒区スポーツ推進計画懇話会の 「意見書」と今後の取り組みについて

### 1 経緯

平成26年10月に目黒区の実情に即した目黒区スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、目黒区スポーツ推進計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置した。

懇話会では、平成27年2月に推進計画策定にかかる意見書の「中間まとめ」を取りまとめ、この「中間まとめ」に対する区民からの意見募集を行い、聴取した意見を取り入れながら「意見書」がまとまったところである。

平成26年10月	懇話会の設置
平成26年10月～2月	意見書「中間まとめ」の検討
平成27年3月	「中間まとめ」について区民意見募集
平成27年5月	意見書の提出（別添のとおり）

### 2 「中間のまとめ」に対する区民意見募集実施結果等

(1) 意見募集期間 平成27年3月5日～同年3月27日

(2) 意見募集の方法

ア めぐる区報（3月5日号）掲載

イ 区ホームページ掲載

ウ 閲覧（目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー、5階スポーツ振興課、各地区サービス事務所（東部地区を除く）、各住区センター、各区立図書館、各社会教育館、福祉施設、区立体育館等）

(3) 募集結果 ア 提出件数 4件（個人 2件 団体 2件）

イ 意見件数 7件（個人 5件 団体 2件）

### 3 「中間のまとめ」に対する主な意見

(1) 区内のスポーツ団体の実情に合わせた表現にしてほしい。

(2) 区民体育祭の参加者のすそ野を広げるため、広報活動の在り方も含めて、もっと積極的に区民に参加を呼び掛けてはどうか。

### 4 意見書を踏まえた今後の取り組み

懇話会の意見書を踏まえ、区として推進計画（素案）を策定していくこととする。

### 5 今後のスケジュール

平成27年11月 スポーツ推進計画（素案）の決定  
パブリックコメントの実施

平成28年2月 スポーツ推進計画（案）の決定

〃 3月 スポーツ推進計画策定

以上



# **目黒区スポーツ推進計画の策定について**

## **意見書**

**平成27年5月**

**目黒区スポーツ推進計画懇話会**



## はじめに

平成23年6月、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、スポーツ基本法が公布されました。スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とされるとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとスポーツ権が謳われました。そして、平成24年3月には、スポーツ基本法第9条の規定を受け、スポーツ基本計画が策定されました。スポーツ基本計画では、今後10年間を通じた基本方針が明らかにされるとともに、今後5年間における具体的な施策が提示されています。

また、東京都が平成25年3月に発表した東京都スポーツ推進計画では、それぞれの年齢や健康状態、技術、興味、目的に応じて、スポーツを楽しみ、誰もがスポーツの力による効果を楽しみ、活気あふれる社会の実現を目指しております。平成24年の東京都障害者スポーツ振興計画でも、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむことができる「スポーツ・フォア・オール」の考え方が示されています。

このような動向の中、平成26年10月31日付けで、目黒区長から、スポーツ基本法に対応した今後の目黒区らしいスポーツ推進計画に関する検討を本懇話会に依頼されました。

本懇話会では、国及び東京都の動向などを踏まえるとともに、目黒区の現状と課題、今後の目標や方向性、基本的施策の体系などについて検討してまいりました。平成27年2月には、区民の皆様にご意見書の「中間のまとめ」を公表し、いただいたご意見を意見書に反映させていただきました。貴重なご意見をいただいた区民の皆様へ、心よりお礼申し上げます。

本意見書では、「区民のだれもが、いつでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」に向け、基本理念を「スポーツで拓く未来（あした）—豊かな健康ライフで、活力あるひと・まち“めぐろ”—」としました。そして、「行うスポーツ」「みるスポーツ」「支えるスポーツ」という人とスポーツの関わり方を柱に、それぞれについて基本目標を設定し、基本的な施策を具体化しました。

今後、目黒区スポーツ推進計画の策定に当たり、本意見書に基づいたご検討をいただき、区政の各分野の連携・協力とともに、関係団体や地域の多様な活動主体との連携・協力を通じて、より一層、目黒区のスポーツ推進及びまちづくりが展開されることを期待しております。

目黒区スポーツ推進計画懇話会  
座長 柳沢 和雄

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 スポーツの意義と効果 .....	1
2 計画策定の目的 .....	1
3 計画策定の背景 .....	2
(1) スポーツを取り巻く社会状況 .....	2
(2) 国・都の動向 .....	2
4 スポーツ推進計画策定に当たっての方針 .....	3
5 計画の位置付けと計画期間 .....	3
<b>第2章 目黒区の現状と課題</b> .....	4
1 人口の推移と推計 .....	4
2 スポーツ実施状況と課題 .....	5
3 区立スポーツ施設の現状と課題 .....	6
4 地域のスポーツ団体・スポーツクラブの現状と課題 .....	7
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	8
1 計画の基本理念 .....	8
2 基本目標 .....	8
(1) 「行うスポーツ」について .....	8
(2) 「みるスポーツ」について .....	8
(3) 「支えるスポーツ」について .....	8
<b>第4章 基本施策の体系</b> .....	9
目黒区スポーツ推進計画の体系 .....	9
基本施策1 子どもがスポーツに親しむ機会の充実 .....	10
基本施策2 区民の関心や能力、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 .....	10
(1) 成人がスポーツに親しむ機会の充実 .....	10
(2) 高齢者がスポーツに親しむ機会の充実 .....	10
基本施策3 障がい児・者がスポーツに親しむ機会の充実 .....	11

基本施策4 区民が主体的に参画し、コミュニティ形成につながる地域スポーツ環境の整備	11
(1) 地域スポーツクラブの育成と活動支援	11
(2) 多様な区民が参画できるスポーツイベントの企画	11
(3) スポーツ指導者の発掘と育成	12
(4) スポーツ関係団体や地域関連団体との連携促進	12
(5) スポーツを媒体とした都市間交流を充実する	12
基本施策5 「みる」「支える」スポーツの推進	12
(1) トップアスリートを招聘したスポーツイベントやスポーツ教室の開催	12
(2) 目黒区出身、区内在住在勤のトップアスリートに関する情報の提供	13
(3) 身近な生活の中でアスリートをみつけることができる機会の充実	13
(4) 障がい者スポーツをみたり体験したりできる企画の拡充	13
(5) スポーツボランティアの育成	14
基本施策6 東京オリンピック・パラリンピックへの支援と地域活性化	14
(1) 東京オリンピック・パラリンピックに関する積極的な情報提供と気運醸成	14
(2) 広く区民を対象としたオリンピック・パラリンピック教育の展開	14
(3) 練習会場の提供やキャンプ地候補地としての積極的な関わり	14
(4) 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際スポーツ交流の促進	14
基本施策7 区民が気軽にスポーツができる環境の整備	15
(1) 区立スポーツ施設の整備・充実	15
(2) 区立スポーツ施設の効果的・効率的運営	15
(3) 学校体育施設等の有効活用	15
(4) 近隣におけるスポーツの場の提供	15
(5) 区民のスポーツに対するニーズや関わりの把握	15
(6) 区内外のスポーツに関する情報の集約と発信	15

## 第5章 計画の推進体制 16

1 部局を超えたスポーツ、健康づくり推進体制	16
2 区民の主体的なスポーツとの関わりを促す環境の整備	16
3 区内高校・大学等、民間スポーツクラブ、実業団チームとの連携	16

## 資料

1 スポーツの実施状況	18
2 区立スポーツ施設の概要	30
用語解説	31
目黒区スポーツ推進計画懇話会設置要綱	35
目黒区スポーツ推進計画懇話会委員名簿	36
審議の経過	37

# 第 1 章 計画の概要

## 1 スポーツの意義と効果

平成 23 年、スポーツ振興法（昭和 36 年施行）が全面改正されスポーツ基本法が施行されました。同法では「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とされ、その心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、人格の形成、さらには人々や地域間の交流の促進に寄与するものとされています。また、スポーツ選手が人間の可能性の極限を追求する営みは、国民に夢と感動を伝え、活力を生み出すとともに、その舞台となるスポーツイベントにおける交流は国際平和にも貢献するものと期待されています。

なお、「スポーツ」の捉え方は多様ですが、懇話会ではスポーツを広義に捉えています。すなわち、スポーツはルールに則って勝敗や記録を競う身体的技量の競争という活動だけでなく、健康や楽しみを求めて自発的に行われる運動（ヨーロッパ・みんなのスポーツ憲章：ヨーロッパ・スポーツ担当大臣会議、1975）も含む意図的な身体活動として捉えています。従って、計画の策定にあたっては、トップレベルでの競技成績を目的とする活動とともに、健康づくりのためのウォーキングや体操、自然に親しむハイキング、介護予防やリハビリテーションを意図した運動など、目的を持った身体活動全てを「スポーツ」として扱う必要があります。

また、人とスポーツとの関わりも多様化しています。これまでは、自らが実践する「行うスポーツ」の推進が大きな柱となっていましたが、近年では多様な機会や媒体を通してスポーツをみるといった「みるスポーツ」、そしてスポーツ活動の指導やスポーツイベントのボランティア、あるいはスポーツクラブや団体の運営や支援等の「支えるスポーツ」といった関わりにも社会的な関心が寄せられています。

本計画の策定にあたっては、このようなスポーツに対する社会的認識やスポーツが置かれている状況の変化を考慮し、「スポーツ」の概念を幅広く捉えながら、多様化する人とスポーツとの関わりの推進を目指す必要があります。

## 2 計画策定の目的

区ではこれまで、目黒区基本計画（平成 21 年）に基づき、豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまちづくりを目標にスポーツの振興に取り組んできました。また、スポーツ基本法では、「スポーツを通じて豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」とされています。このスポーツの権利を保障するスポーツ環境を整備し、区民が主体的に参加し豊かなスポーツライフを創り出すとともに、区民相互のコミュニケーションの促進とコミュニティづくりを目標とする「目黒区スポーツ推進計画」を策定することが重要です。

### 3 計画策定の背景

#### (1) スポーツを取り巻く社会状況

近年の急速な少子高齢化とそれに伴う成人の健康問題や高齢者の医療費問題、情報化の進展やライフスタイルの変化に伴う運動不足や生活習慣病の拡大、人間関係の希薄化やコミュニティの縮小化などが大きな社会問題となっています。このような多様な社会問題への対応策として、スポーツの持つ潜在的な可能性に大きな期待が寄せられています。また、2020年には、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しており、開催に伴う多様な社会・経済的な効果が期待されているところです。

#### (2) 国・都の動向

スポーツ基本法の制定を受け、国は平成24年にスポーツ基本計画を策定し、今後10年間のスポーツ施策を具体化しています。そして地方公共団体はこのスポーツ基本計画を踏まえ、各地域の実情に応じて独自のスポーツ推進計画を策定するよう努力することが期待されています。

国のスポーツ基本計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となること、さらに成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標としています。

国の動向を受け、東京都においては平成25年に東京都スポーツ推進計画が、そして平成24年には東京都障害者スポーツ振興計画が策定されました。東京都スポーツ推進計画は、「『スポーツの力をすべての人に』誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する『スポーツ都市東京』の実現」を目指し、成人の週1回以上のスポーツ実施率を世界トップレベルの70%にすることを目標としています。また、東京都障害者スポーツ振興計画では、「『スポーツ・フォア・オール』障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ『スポーツ都市東京』を目指す」とされています。

## 4 スポーツ推進計画策定にあたっての方針

目黒区では、平成 21 年に区の長期総合計画である目黒区基本計画が改定されています。スポーツ推進計画は、上位計画である目黒区基本計画に掲げている基本目標を踏まえ、以下の 3 点を目指すべき将来像として施策を展開することが望まれます。

- (1) スポーツを通して豊かな人間性をはぐくむまち
- (2) スポーツを通じたふれあいと活力のあるまち
- (3) とともに支え合い健康に暮らせるまち

また、そのようなまちづくりを目指して、以下のような方針のもとスポーツ環境の整備を推進する必要があります。

- (1) 「新しい公共」(注) の理念に基づいた連携・協力を基本としたスポーツ環境の創造
- (2) スポーツを通じた地域課題の解決とコミュニティ形成の促進
- (3) 主体的な住民参加の充実と行財政運営の推進

(注) 新しい公共とは、支え合いと活気のある社会を作るための当事者たちの協働の場といわれています。ここでは、国民、市民団体や地域組織、企業やその他の事業体、政府等が、一定のルールによってそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働することが期待されています。

内閣府「新しい公共」円卓会議『『新しい公共』宣言』（平成 22 年）

## 5 計画の位置付けと計画期間

目黒区スポーツ推進計画は、目黒区基本計画（平成 22 年～平成 31 年）の実現を具体化する、補助計画として位置付けられます。その計画策定に当たっては、国のスポーツ基本法、スポーツ基本計画、東京都スポーツ推進計画、東京都障害者スポーツ振興計画等の趣旨を参考にしながら、区における関連計画との整合性を図りつつ、区のスポーツ推進の理念や方向性、基本的施策を示すことが望まれます。

また、本計画の期間は、国や東京都の計画期間との整合性を図り、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、5 年後を目標に施策の評価と再検討を行うことが望まれます。

## 第2章 目黒区の現状と課題

懇話会では、計画を策定するに当たり目黒区の現状と課題について、以下の4つの視点で検討しました。

- 視点1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 視点2 子どもがスポーツに親しむ機会の充実
- 視点3 障がい児・者がスポーツに親しむ機会の拡充
- 視点4 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

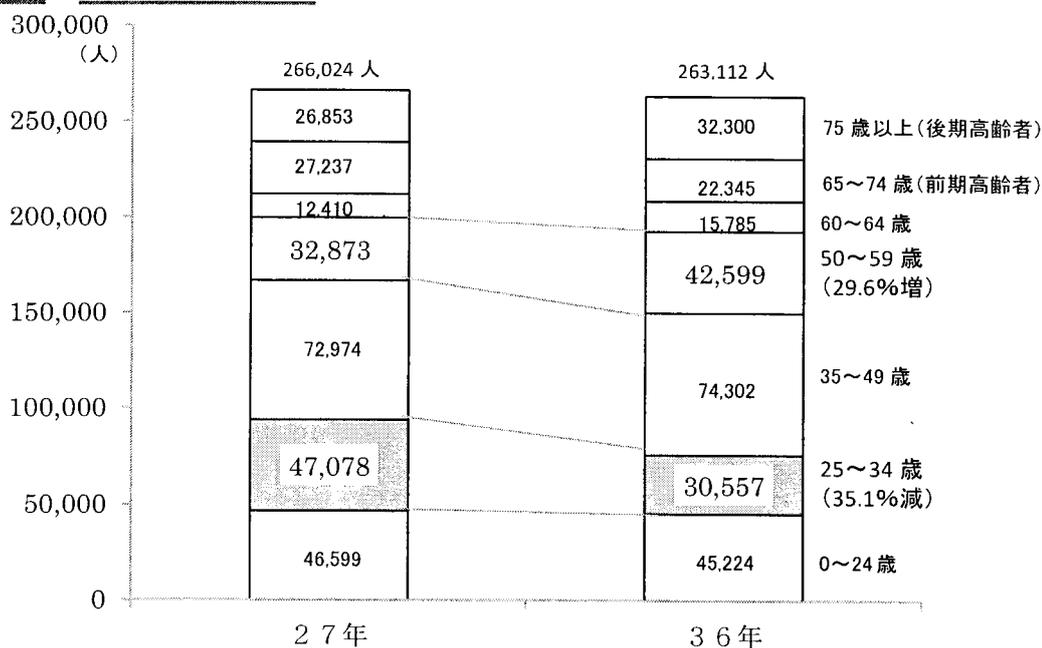
これらの視点に基づき検討した結果は、以下のとおりとなりました。

### 1 人口の推移と推計

平成25年3月における区の人口は264,904人（住民基本台帳）でした。また人口の推移を推計すると、計画策定時である平成27年は266,024人、10年後の平成36年には263,112人とされており、総人口では大きな変化はないと推計されています。しかし、年齢別の推移を見ると、25歳～34歳代の人口が他の年代より大きく減少し、50歳から59歳の人口が高齢者と言われる年代よりも大きく増加すると推測されます。

また本区の平均寿命は、都内62区市町村の中でも、女性が2位（87.7歳）、男性は3位（81.5歳）と長寿であり、今後も高齢者の健康・体力の維持を促す施策が期待されます。

図表1 人口の推移



図表2 年代別の人口推移

※目黒区人口・世帯数の予測（H25.3）住民基本台帳ベースによる

（単位：人）

	0～24歳	25～34歳	35～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	総数
平成27年	46,599	47,078	72,974	32,873	12,410	27,237	26,853	266,024
平成36年	45,224	30,557	74,302	42,599	15,785	22,345	32,300	263,112

※目黒区人口・世帯数の予測（H25.3）

## 2 スポーツ実施状況と課題

第44回目黒区世論調査（平成26年）では、1年間に1回30分以上の運動やスポーツを行った人は66.5%でした。また、ほぼ毎日行っているが10.2%、週に2～3回程度が18.2%、週に1回程度が16.2%であり、週1回以上行った人は44.6%でした。一方、1年間ほとんど行わなかった人が29.9%存在します。

文部科学省が公表した平成25年度体力・スポーツに関する世論調査では、1年間に1回以上運動やスポーツを行った人は80.9%であり、1年間運動やスポーツをしなかった人は19.1%でした。また、週に3回以上運動やスポーツを行った人は30.1%、週に1～2回が28.6%となっています。このように全国調査結果と比較すると、区民のスポーツ実施状況は低調であるということがいえます。

また、運動やスポーツを行う目的は、健康や体力の維持・増進が73.8%（平成21年第41回世論調査）と最も高い一方、上達する楽しさや競い合う楽しさを期待する人は11.6%となっています。

実際に行われている運動やスポーツも、野外活動（ウォーキング、ジョギング、登山、サイクリング、ゴルフなど）が62.2%、健康体操（ラジオ体操、音楽体操、エアロビクス、ヨガ、太極拳など）が32.2%（平成26年第44回世論調査）となっています。

今後行いたい運動やスポーツも、野外活動44.0%、健康体操36.9%であり、また、水泳（水中ウォーキング、水中エアロビクスを含む）を希望する人が26.0%であるとともに、屋外球技（野球、ソフトボール、サッカー、テニスなど）13.7%、屋内球技（バレーボール、卓球、バドミントンなど）12.6%でした（平成26年）。

中学校運動部活動は、区立10中学校に77の運動部が設置されています。区立全中学校の生徒数が2,780人であり、そのうち運動部入部数は1,718人、運動部加入率は62%となっています。（財）日本中学校体育連盟の調べによると、中学校における運動部活動の参加率は74.8%（平成22年度）であり、目黒区の区立中学生の運動部活動の入部率が低いことがわかります。



2012年  
第12回めぐろスポーツまつり  
「歴史と甘味をめぐる坂道ウォーキング」

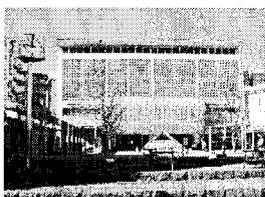
区内においても障がい児・者のスポーツを促進する取り組みがみられるようになってきました。例えば、区立スポーツ施設を定期的に利用し、障がい児・者を対象とした取り組みを行っている団体（現在は2団体）と行政との連絡調整が行われています。また、平成20年度から、碑文谷体育館にて月2回、障がいのある区民を対象とした一般公開事業を実施してきました。さらに、同年から区立スポーツ施設の管理運営を担う指定管理者に、障がい児・者を対象としたスポーツ教室や講習会を年に1事業以上実施するよう指導しています。目黒区青少年プラザでは、知的障がいのある方を対象にした年5日間の事業が提供されています。しかし、これら障がい児・者を対象とした事業は単発的なものであり、日常的なスポーツの場や機会としては不十分であることが大きな課題となっています。また、障がいのある方がスポーツを行いたいという欲求を持っていても、スポーツの場へのアクセスを支援することが難しく、その実践から阻害されていることが課題となっています。

### 3 区立スポーツ施設の現状と課題

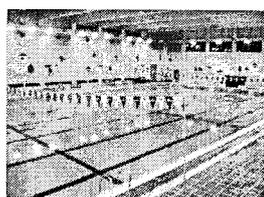
区では区内5地区の生活圏を前提に、計画的に区立スポーツ施設を整備してきました。その構成は、地区体育館5カ所、プール5カ所、庭球場4カ所、野球場2カ所、サッカー場1カ所となっています。このような区立スポーツ施設整備の考え方は平成元年度の（前）保健体育審議会答申のスポーツ施設の整備の指針に先じた考え方に拠るものと評価できますが、それゆえ老朽化の進行が顕著になってきています。また区民の日常的なスポーツニーズに対応するため、学校体育施設を活用した体育館及び校庭等の開放も推進されています。さらに、平成25年ではめぐろ学校サポートセンターの体育館470回、利用者数9,864人、運動場365回、利用者数9,061人となっています。

しかし運動部活動との関係から、中学校の校庭開放（学校ひろば）の実施校が減少したり、安全指導員を配置しなければならない校庭と体育館の個人開放が、経費の関係で団体開放に移行しています。

一方、区では区立スポーツ施設を6グループに分け、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用したサービスの向上と経費節減を進めてきました。指定管理者制度の導入は、区立スポーツ施設の利用者拡大に大きな成果をもたらしてきました。例えば、区内全体のスポーツ教室や講習会への参加者数は、制度導入前年の平成19年度では6,665人でしたが、平成25年度は60,091人にまで増加しています。しかしながら施設のキャパシティには限界があるため、今後は、サービスの質的向上や施設間のサービスの均質化、利用区民の自立的なスポーツの促進、総合型地域スポーツクラブの育成と支援といった内容までを視野に入れていく必要があります。



《八雲体育館》



《プール》



《体育室》



《庭球場》

## 4 地域のスポーツ団体・スポーツクラブの現状と課題

区内には多様なスポーツ団体が設立され、活発に活動しています。スポーツ施設予約システムには3,549の団体（平成25年度実績）が登録されています。

また、1,219の社会教育関係団体のうち533団体（平成25年度実績）が、スポーツ・レクリエーション関連団体として登録し、社会教育館や学校施設、めぐろ学校サポートセンターを利用しています。

区立スポーツ施設の貸切利用抽選の倍率は8.12倍に達していることをみても、多くのスポーツ団体が活動場所の確保に苦慮していることが推察されます。

一方、地域における小学生のクラブは75クラブしかなく（平成25年度実施の目黒区体育祭出場チーム数）、子どものスポーツの機会が少ない状況にあると推測されます。

また、平成7年度から文部科学省によって開始された総合型地域スポーツクラブの育成は、平成24年の国のスポーツ基本計画にも引き継がれ、生涯スポーツ政策の柱となっています。目黒区では中央地区をモデル地区として、平成16年にスポルテ目黒が総合型地域スポーツクラブとして設立されました。会員数は平成26年で856人です。平成18年にNPO法人格を取得し、平成20年度より碑文谷体育館等の指定管理者となっています。国の総合型地域スポーツクラブ政策では1中学校区程度の地域に総合型地域スポーツクラブを設立することを目標としており、日常生活圏のなかでの総合型地域スポーツクラブづくりを目指しています。区民の日常的なスポーツ活動をさらに促進するためには、日常的な活動の場や機会を提供する機能を持つ総合型地域スポーツクラブの全区展開が期待されます。



# 第 3 章 計画の基本的な考え方

スポーツの推進を通じて、区民の生きがいや健康づくりの相互交流を促進するため、当懇話会として次のような基本理念と基本目標を定め、本計画が推進されることを提案します。

## 1 計画の基本理念

スポーツで拓く未来<sup>ひら あした</sup>

— 豊かな健康ライフで、活力あるひと・まち “めぐろ” —

## 2 基本目標

### (1) 「行うスポーツ」について

◇成人の週一回以上のスポーツ実施率を3人に2人（65%程度）にします。

（現状：44.6% 第44回目黒区世論調査 平成26年度実施）

◇週2～3回以上のスポーツ実施率を40%にします。

（現状：28.4% 第44回目黒区世論調査 平成26年度実施）

◇1年に1度もスポーツを行わなかった人を半減（約15%）させます。

（現状：29.9% 第44回目黒区世論調査 平成26年度実施）

### (2) 「みるスポーツ」について

◇区内外でスポーツを直接観戦する人を増やします。

### (3) 「支えるスポーツ」について

◇スポーツ指導者、スポーツボランティア、スポーツ関連組織や団体の運営スタッフを発掘・養成します。

◇総合型地域スポーツクラブの育成を目黒区内5地区にて全区展開します。

# 第4章 基本施策の体系

本計画を推進するに当たっては、区の各部局はもちろんのこと、区民やスポーツ団体のほか関係機関等に理解と協力を求める必要があります。そこで、計画期間である10年間において次の基本施策に基づき、各種の施策や事業を体系化し推進されることを提案します。

## 目黒区スポーツ推進計画の体系

目指すべき姿	基本理念	基本方針	基本目標	基本施策	推進体制		
③ ② ① スポーツを通して豊かな人間性をはぐくむまち ともに支え合い健康に暮らせるまち	豊かな健康ライフで、活力あるひと・まち スポーツで拓く未来 ひらあした めぐる	①「新しい公共」の理念に基づいた連携・協力を基本としたスポーツ環境の創造	(1) 「行うスポーツ」について ◇成人の週1回以上のスポーツ実施率を3人に2人(65%程度)にします。 (26年度: 44.6%) ◇週2～3回以上のスポーツ実施率を約40%にします。 (26年度: 28.4%) ◇1年に1度もスポーツを行わなかった人を半減(約15%)させます。(26年度: 29.9%)	1 子どもがスポーツに親しむ機会の充実	①部局を超えたスポーツ、健康づくり推進体制		
		②スポーツを通じた地域課題の解決とコミュニティ形成の促進	(2) 「みるスポーツ」について ◇区内外でスポーツを直接観戦する人を増やします。	2 区民の関心や能力、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進		②区民の主体的なスポーツとの関わりを促す環境の整備	
				3 障がい児・者がスポーツに親しむ機会の充実			
		③主体的な住民参加の充実と行財政運営の推進			(3) 「支えるスポーツ」について ◇スポーツ指導者、スポーツボランティア、スポーツ関連組織・団体の運営スタッフを発掘・養成します。 ◇総合型地域スポーツクラブの育成を目黒区内5地区にて全区展開します。	4 区民が主体的に参画し、コミュニティ形成につながる地域スポーツ環境の整備	③区内高校・大学等、民間スポーツクラブ、実業団チームとの連携
						5 「みる」「支える」スポーツの推進	
						6 東京オリンピック・パラリンピックへの支援と地域活性化	
						7 区民が気軽にスポーツができる環境の整備	

## 基本施策

### 1

## 子どもがスポーツに親しむ機会の充実

子どものスポーツ活動を推進し、体力向上やスポーツを愛好する子どもの育成のために、各種スポーツ教室・大会の開催や学校における子どもの体育・スポーツ活動の充実をはじめ、子どもの居場所づくりの一環として、運動遊びやスポーツ活動を支援したり、ファミリースポーツを推進する必要があります。さらにトップスポーツと地域スポーツの好循環づくりを目指して、トップアスリートの実技観戦や、トップアスリートとの交流を図ることを提案します。



こどもの日イベント風景

## 基本施策

### 2

## 区民の関心や能力、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

### (1) 成人がスポーツに親しむ機会の充実

各年代の成人を対象としたスポーツ教室、競技会・交流会・体力測定会などのイベント等を開催する必要があります。特に関連団体や民間スポーツクラブ等と連携して、コミュニティ形成を意識した地域単位でのプログラム、メタボリックシンドローム等の生活習慣病に対応したプログラムを提供することも重要です。また、それら多彩なプログラムの中には、楽しみ志向や健康志向に対応した内容だけでなく、競技力向上を目的としたプログラムの展開も視野に入れることを提案します。

### (2) 高齢者がスポーツに親しむ機会の充実

高齢者を対象としたスポーツ教室、交流会、体力測定会や健康相談会等のイベントを開催する必要があります。特に、介護予防事業と連動した専門的なプログラムの実施を提案します。

## 基本施策

### 3

## 障がい児・者がスポーツに親しむ機会の充実

障がいの種類や程度に応じた身体活動や運動ができる機会を提供したり、また、障がい児・者のスポーツをめぐるには、リハビリテーション、生涯スポーツ、競技スポーツ等、その目的も多様化していることから、それぞれの目的に応じた場や機会を提供する必要があります。さらに障害のあるなしに関わらず、ともにスポーツを行うことを通して、障がい児・者の自立や社会参加を促すとともに、ノーマライゼーション社会の実現を目指すことを提案します。

## 基本施策

### 4

## 区民が主体的に参画し、コミュニティ形成につながる地域スポーツ環境の整備

### (1) 地域スポーツクラブの育成と活動支援

区民の誰もが参加でき、多様なスポーツニーズに対応できる総合型地域スポーツクラブを区内5地区に設立するとともに、設立後の支援を行うことが必要です。

また、既存の単一型のスポーツ団体も多いことから、それらスポーツ団体の活性化に対する支援も検討する必要があります。

### (2) 多様な区民が参画できるスポーツイベントの企画

多様な区民や団体の主体的な関わりによって運営されるマラソン大会等のスポーツイベントを企画・運営することによって、関係団体の連携・協力を強化するとともに観光振興や商工振興を図ることを提案します。

また、年間を通じて開催されている、目黒区体育祭において、より多くの区民が参加しやすいよう、高齢者や障がい者が参加できる競技の拡充及び質の向上を図ることを提案します。



めぐろスポーツまつり

### (3) スポーツ指導者の発掘と育成

区民のスポーツの実践を支援するスポーツ指導者をはじめ、中学校の運動部活動を支援する外部指導者、障がい児・者スポーツを支援する指導者等の発掘と育成をすることが必要です。また、障がい児・者のスポーツ、各種スポーツイベント等を支援するスポーツボランティアの発掘と育成を促進することを提案します。

### (4) スポーツ関係団体や地域関連団体との連携促進

スポーツ推進委員、体育協会・スポーツ少年団、スポルテ目黒、障がい児・者のスポーツ関連団体はもとより、町会・自治会、住区住民会議、老人クラブ、商工会、青年会議所などと連携した「新しい公共」を創出します。そのような連携・協力を通して、地域に根づいたスポーツ環境の創出と各種スポーツ事業を展開することを提案します。



### (5) スポーツを媒体とした都市間交流を充実する

友好都市である宮城県角田市、気仙沼市をはじめとする他の自治体とのスポーツ交流を促進し、都市間交流を充実させることを望みます。

#### 基本施策

#### 5

#### 「みる」「支える」スポーツの推進

#### (1) トップアスリートを招聘したスポーツイベントやスポーツ教室の開催

区立スポーツ施設等において、小学生や中学生を対象にトップアスリートを招聘したスポーツイベントやスポーツ教室を開催し、みるスポーツの推進とともに、トップスポーツと地域スポーツの好循環を図ることを提案します。



目黒スポーツフェスタ(平成25年1月)に出演された  
北京オリンピック銅メダリスト末續慎吾選手(ミズノ所属)

## (2) 目黒区出身、区内在住在勤のトップアスリートに関する情報の提供

目黒区にゆかりのある出身あるいは目黒区在住在勤のトップアスリート（現役・元）に関する情報を収集し、整理・記録するとともに、トップアスリートが出場する競技会やスポーツイベントに関する情報を提供することを望みます。



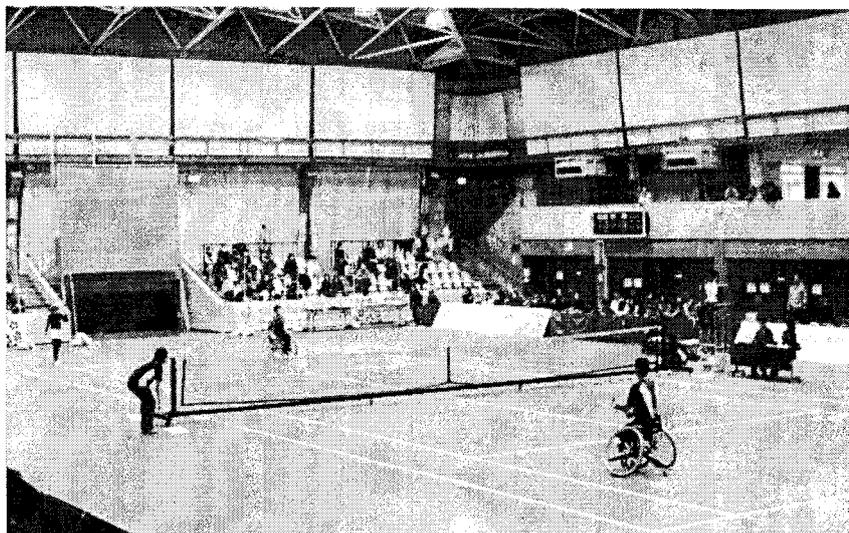
第14回全国障害者スポーツ大会3種目優勝の長尾智之選手と目黒区長の表彰

## (3) 身近な生活の中でアスリートをみることができる機会の充実

スポーツへの動機づけを促進するために、小学校等の身近な場所で、競技レベルの高いアスリートの競技を観戦したり、アスリートと交流する機会を設けることを望みます。

## (4) 障がい者スポーツをみたり体験したりできる企画の拡充

障がい児・者の積極的な社会参加を促すとともに、ノーマライゼーションの考え方を広く啓発するために、子どもから大人までを対象に、障がい者スポーツやパラリンピアン<sup>1</sup>の競技を観戦したり、障がい者スポーツを実際に体験する機会を設ける必要があります。



グランドスラム優勝  
男子世界歴代最多の36回を誇る  
国枝慎吾選手（手前）  
V S  
平成16年アテネパラリンピック  
で国枝選手と組み男子ダブルス優  
勝の齊田悟司選手（奥）

## (5) スポーツボランティアの養成

障がい児・者スポーツを支援するスポーツボランティアなどの人材育成のみならず、東京オリンピック・パラリンピック等のスポーツイベントを支えるスポーツボランティアの育成も推進するとともに、関係機関に人材情報を提供する方法を検討することを提案します。

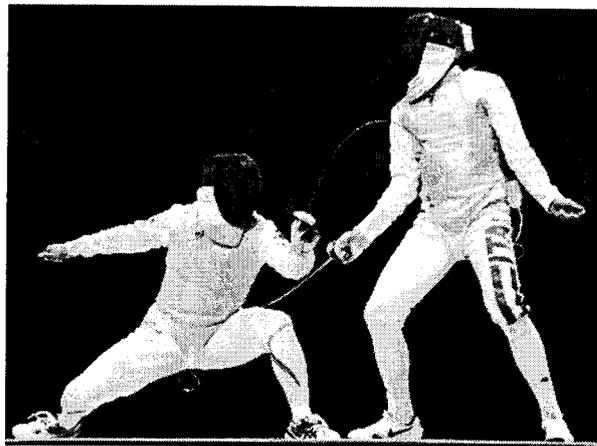
### 基本施策

## 6

## 東京オリンピック・パラリンピックへの支援と地域活性化

### (1) 東京オリンピック・パラリンピックに関する積極的な情報提供と気運醸成

東京オリンピック・パラリンピックを成功させるためには、国民の関心や興味の高まりが必要です。そのような気運を醸成するために、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や都、特別区など他自治体と連携し、各種情報を積極的に提供する必要があります。



ロンドンオリンピック  
男子フルーレ団体銀メダリストの  
千田健太選手（左側）

### (2) 広く区民を対象としたオリンピック・パラリンピック教育の展開

2020 東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、小学校・中学校では積極的なオリンピック教育の展開が予想されます。区においても関係機関と連携してオリンピック・パラリンピック教育を支援するとともに、区民に対する「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」という、オリンピックのあるべき姿の考え方であるオリンピックイズムの理解を促す情報提供やオリンピック・パラリンピック講座等を開催することを望みます。

### (3) 練習会場の提供やキャンプ地候補としての積極的な関わり

世界各国から来日した選手やチームの準備のために、区立スポーツ施設を練習会場やキャンプ地として活用してもらうよう関係機関に働きかける必要があります。

### (4) 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際スポーツ交流の促進

区立スポーツ施設を練習会場やキャンプ地として利用した外国との国際交流を検討する必要があります。

### (1) 区立スポーツ施設の整備・充実

区有施設見直し方針に基づき、区立スポーツ施設の改修・整備を提案します。さらにはユニバーサルデザインの考えを取り入れたバリアフリー化を促進し、施設利用のアメニティを高め、利用促進を図る必要があります。また、本区の特徴でもある多くの外国人の利用者に対応できる施設運営やスポーツ事業の展開にも配慮することを望みます。

### (2) 区立スポーツ施設の効果的・効率的運営

現行の指定管理者制度をさらに発展させ、より有効な施設運営を検討することを望みます。特に、指定管理者との綿密な連絡・調整により、質の高いサービス提供を図るとともに、区立スポーツ施設全体のネットワークガバナンスを構築することを提案します。

### (3) 学校体育施設等の有効活用

日常的なスポーツ活動の促進のために、身近な活動の場となる学校体育施設の有効活用を検討する必要があります。また、住区センター、いこいの家でも、その用途を踏まえたスポーツを楽しめる場となっており、今後も一層の有効活用を検討する必要があります。

### (4) 近隣におけるスポーツの場の提供

身近な運動や遊びの場として、区立公園の有効利用を検討する必要があります。

### (5) 区民のスポーツに対するニーズや関わりの把握

豊かなスポーツライフの獲得やコミュニティ形成の実現をめぐる効果的なスポーツ事業を提供するために、区民やスポーツ関係団体のニーズや課題に関する情報の収集や整理、さらには調査研究を行う必要があります。

### (6) 区内外のスポーツに関する情報の集約と発信

区が行う区民体育祭をはじめ、スポーツ関連団体が個別に提供してきたスポーツ情報を集約したり、区内外のスポーツトピックスや東京オリンピック・パラリンピック等の情報を収集し、多様なスポーツプロモーションの方法を駆使しながら、広く区民の方々がスポーツ情報を得られるよう、工夫した情報提供をする必要があります。

## 第5章 計画の推進体制

区民が生涯を通じて、生きがいづくり、健康づくりを進めることができるよう、今後新たに次のような推進体制の整備が必要であると考えます。

### 1 部局を超えたスポーツ、健康づくり推進体制

本推進計画の実現のために、生涯スポーツ推進や健康づくり関係団体との連携・協力はもとより、学校教育・生涯学習関係部局、福祉関係部局やまちづくりに関係する部局等との連携を密にし、相乗効果が得られるスポーツ推進体制を検討する必要があります。

また、その際には、生涯スポーツ推進及び健康づくり、さらにはコミュニティづくりなどに関する政策の継続性を維持し、多様な関係団体・部局間の連携を確保することができるよう、専門的な視点も必要であると考えます。

### 2 区民の主体的なスポーツとの関わりを促す環境の整備

指定管理者が持つ民間のノウハウをより積極的に活用するとともに、指定管理者制度の質的向上に配慮することを望みます。例えば、総合型地域スポーツクラブのような、区民の主体的なスポーツを促す仕組みを支援するよう働きかけることが必要であると考えます。

### 3 区内高校・大学等、民間スポーツクラブ、実業団チームとの連携

区内高校や大学等、民間スポーツクラブ、実業団チーム等との連携を図ることにより、それら組織が持つスポーツ施設や人材の活用を図ることを望みます。また、区内大学や専門学校からのインターンシップの受け入れや民間スポーツクラブの事業紹介、実業団チームへの支援等、区民と関連組織との協力による推進体制を作ることが必要と考えます。

# 資料

---

# 資料 1 スポーツの実施状況

## 11. 運動・スポーツ

(※第44回世論調査結果抜粋)

### 11-1 運動やスポーツの実施状況

問27 あなたは、この1年間に1回30分以上の運動やスポーツをどのくらい行っていますか。  
(○は1つ)

- ・「週に2～3回程度行っている」が2割近く、「週に1回程度行っている」が1割半ばとなっている。また、「1年間、ほとんど行わなかった」が3割となっている。
- ・「ほぼ毎日行っている」は男性が女性より高く、男性80代以上で高くなっている。また、中央地区と北部地区、学生と無職で高くなっている。
- ・「1年間、ほとんど行わなかった」は女性が男性より高く、女性の40代、60代、80代以上で高くなっている。また、南部地区と西部地区、パート・アルバイトで高くなっている。

#### (1) 全体

- ・「週に2～3回程度行っている」が18.2%、「週に1回程度行っている」が16.2%、「月に2～3回程度行っている」が11.7%、「ほぼ毎日行っている」と「年に数回程度行っている」はともに10.2%となっている。また、「1年間、ほとんど行わなかった」が29.9%となっている。
- ・運動やスポーツの実施状況の推移をみると、前回(平成21年)より「年に数回程度行っている」が5.3ポイント減少し、「1年間、ほとんど行わなかった」が4.3ポイント増加している。

図11-1-1 運動やスポーツの実施状況(全体)

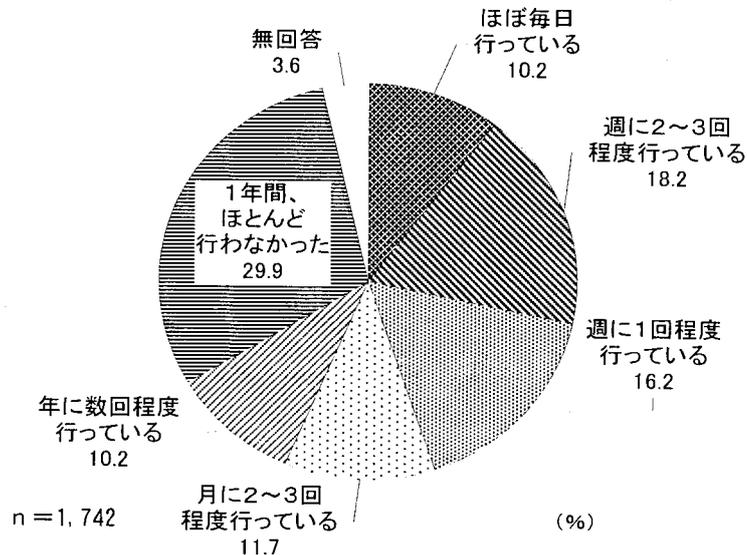
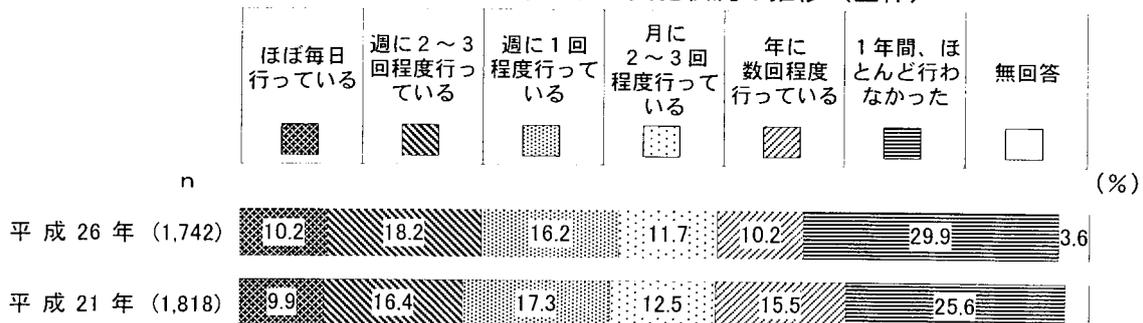


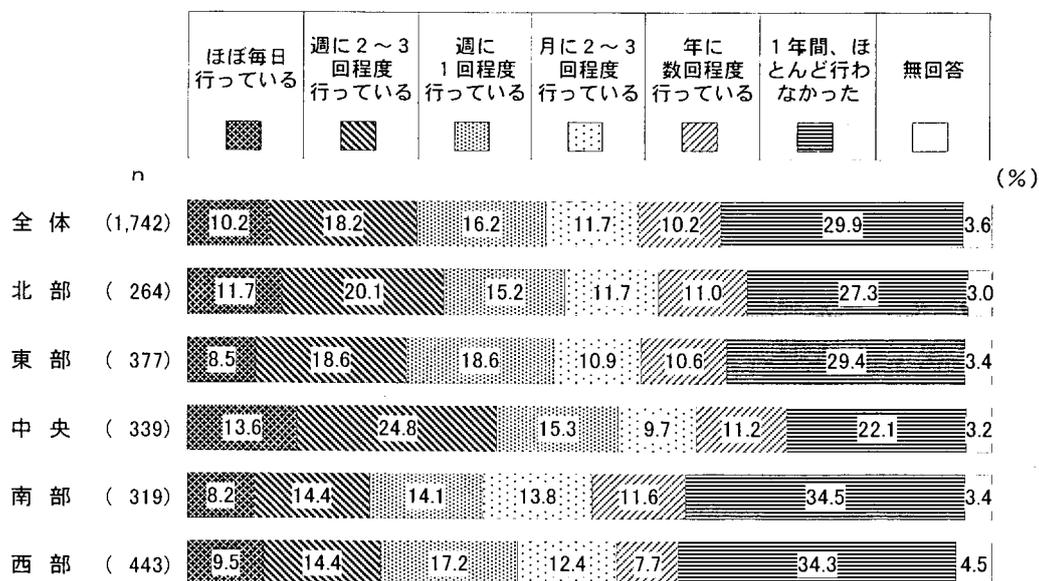
図11-1-2 運動やスポーツの実施状況の推移(全体)



## (2) 地区別

- ・「ほぼ毎日行っている」は中央地区（13.6%）と北部地区（11.7%）で高くなっている。
- ・「1年間、ほとんど行わなかった」は南部地区（34.5%）と西部地区（34.3%）で高くなっている。

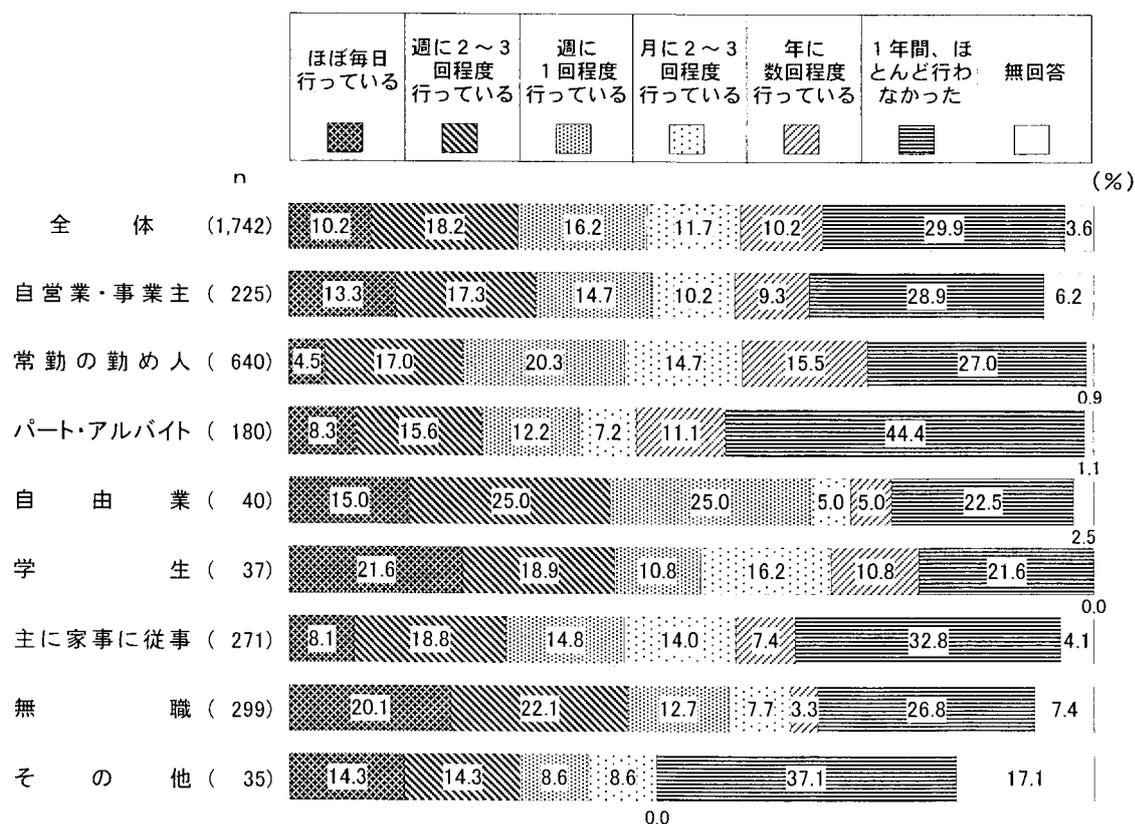
図 11-1-3 運動やスポーツの実施状況（地区別）



## (3) 職業別

- ・「ほぼ毎日行っている」は学生（21.6%）と無職（20.1%）で高くなっている。
- ・「1年間、ほとんど行わなかった」はパート・アルバイト（44.4%）で高くなっている。

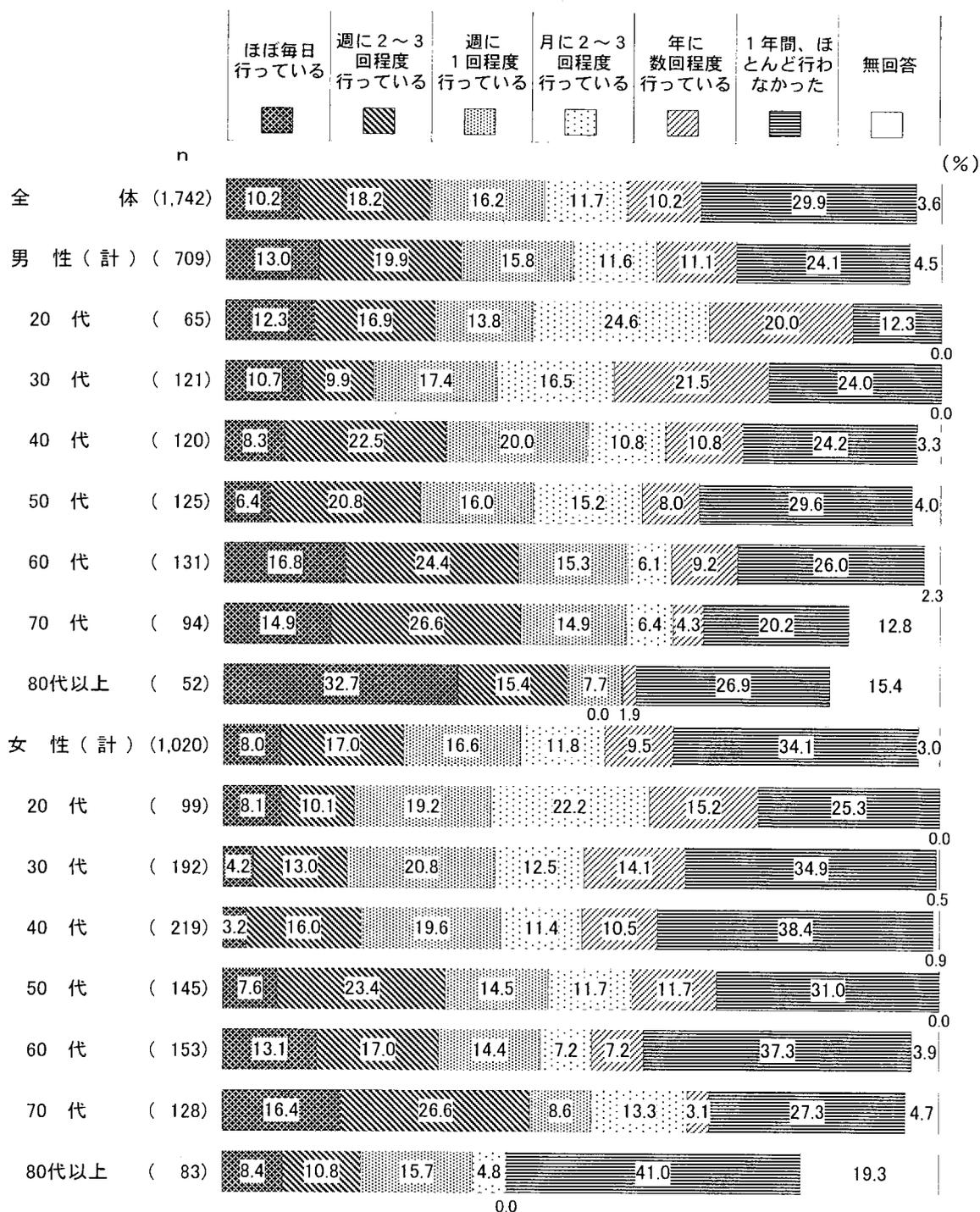
図 11-1-4 運動やスポーツの実施状況（職業別）



#### (4) 性・年代別

- ・「1年間、ほとんど行わなかった」は女性（34.1%）が男性（24.1%）より 10.0 ポイント高くなっている。一方、「ほぼ毎日行っている」は男性（13.0%）が女性（8.0%）より 5.0 ポイント高くなっている。
- ・「ほぼ毎日行っている」は男性 80 代以上（32.7%）で高くなっている。
- ・「1年間、ほとんど行わなかった」は女性の 40 代（38.4%）、60 代（37.3%）、80 代以上（41.0%）で高くなっている。

図 11-1-5 運動やスポーツの実施状況（性・年代別）



## 11-2 現在行っている運動・スポーツ

(問 27 で、この 1 年間に 1 回 30 分以上の運動やスポーツを「ほぼ毎日行っている」～「年に数回程度行っている」のいずれかに回答した方にお尋ねします)

問27-1 どんな運動をしていますか。(○はいくつでも)

- ・「野外活動」が6割を超えて最も高く、次いで「健康体操」が3割を超えている。
- ・「野外活動」は男性60代で高く、西部地区と北部地区で高くなっている。
- ・「健康体操」は女性が男性より高く、女性ではおおむね高い年代ほど割合が高い傾向にあり、特に女性80代以上で高くなっている。また、西部地区、中央地区、東部地区で高くなっている。

### (1) 全体

- ・「野外活動」が62.2%で最も高く、次いで「健康体操」32.3%、「水泳」12.1%、「屋外球技」11.5%の順となっている。
- ・現在行っている運動・スポーツの推移をみると、前回(平成21年)より「野外活動」が15.3ポイント、「健康体操」が11.9ポイント、それぞれ増加している。一方、「雪と氷のスポーツ」が4.2ポイント減少している。

図 11-2-1 現在行っている運動・スポーツ (全体)

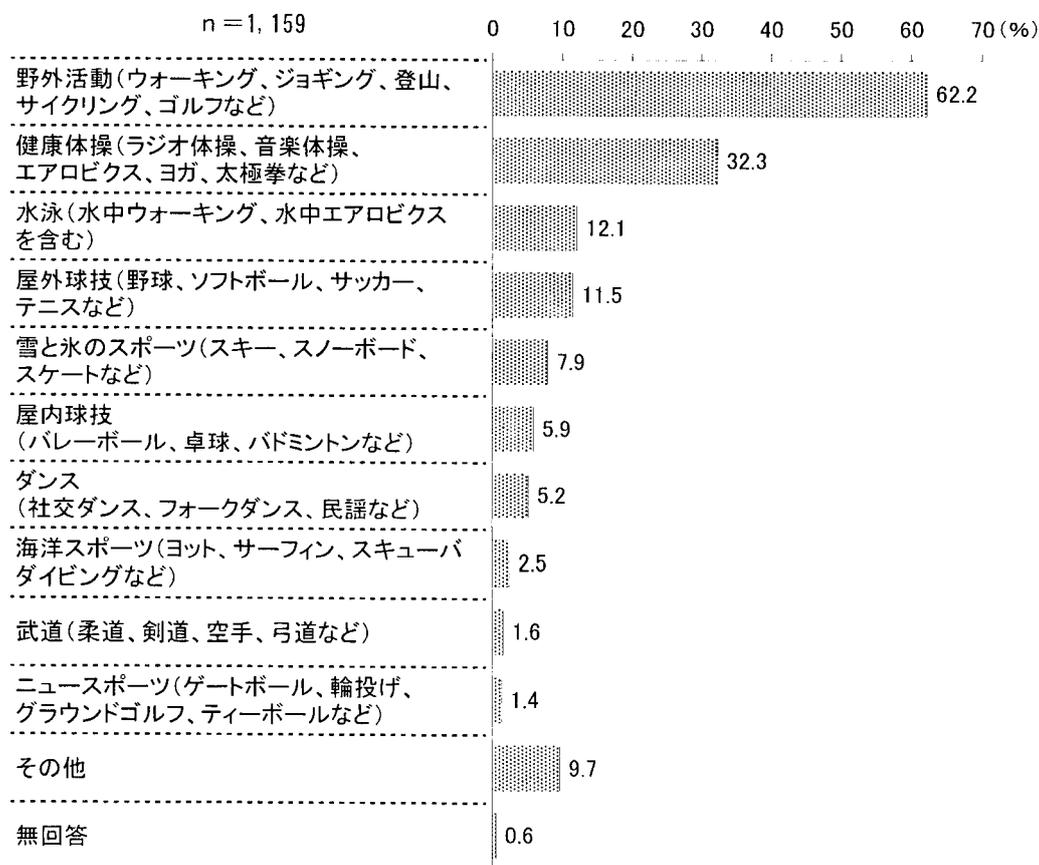
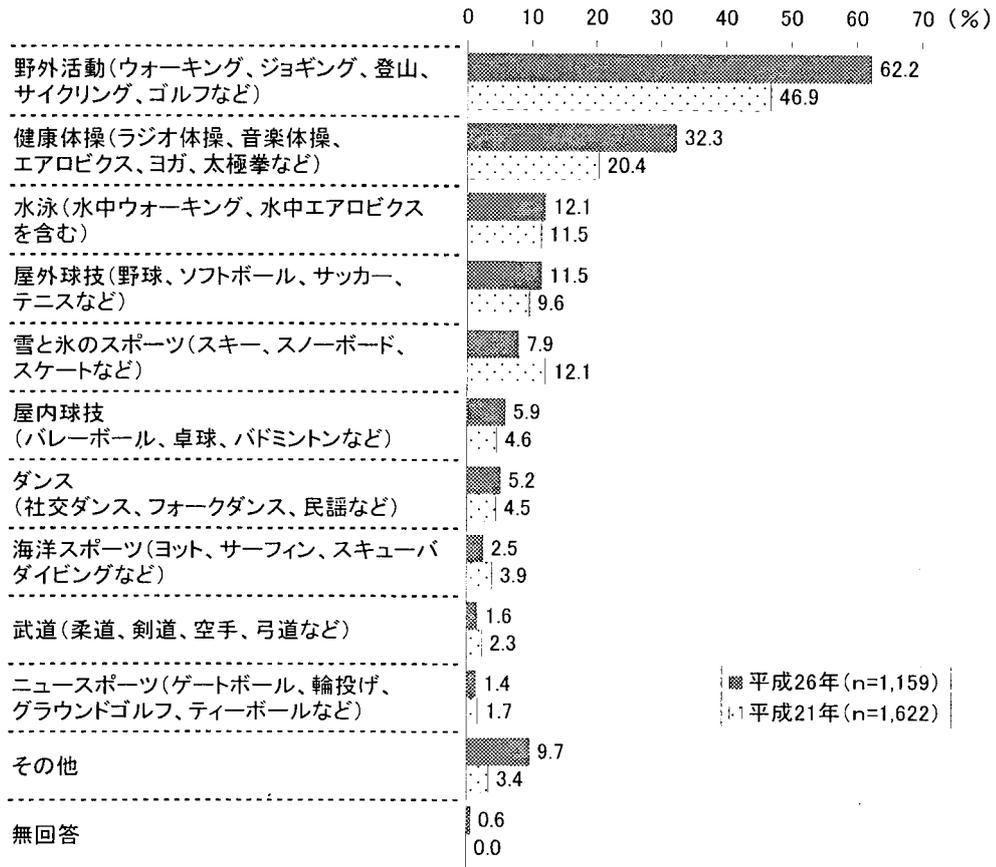


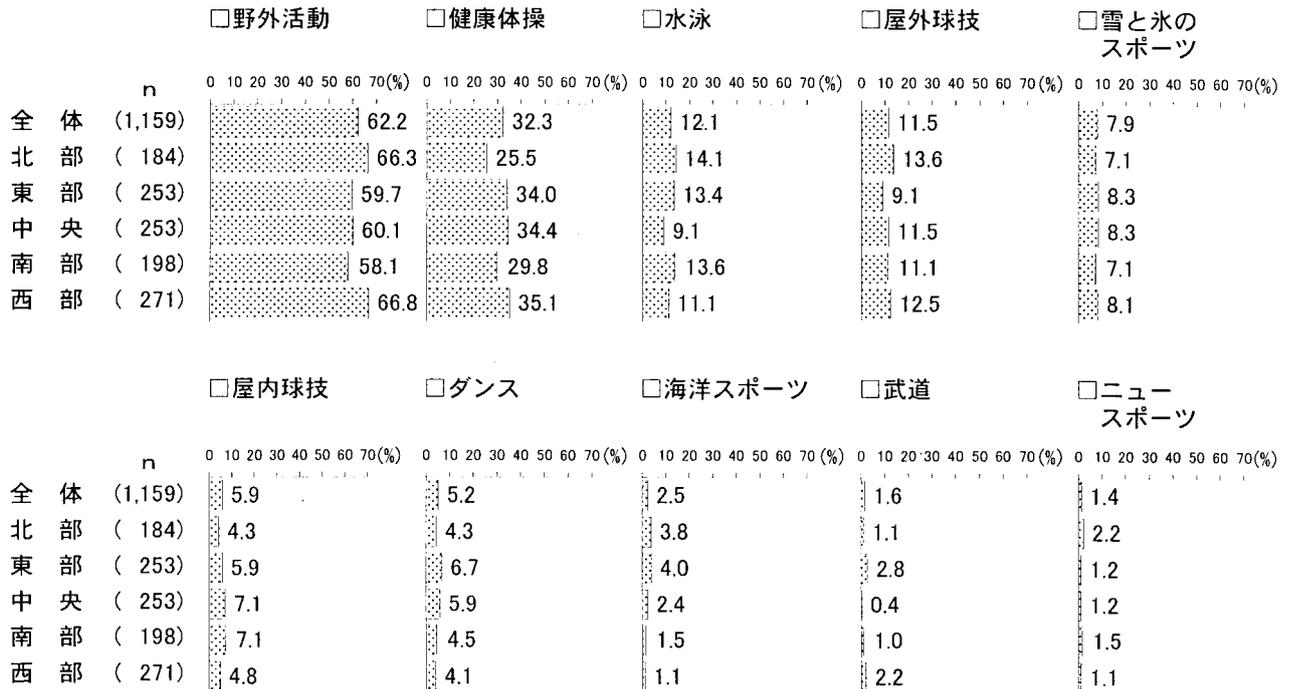
図 11-2-2 現在行っている運動・スポーツの推移（全体）



(2) 地区別

- ・「野外活動」は西部地区（66.8％）と北部地区（66.3％）で高くなっている。
- ・「健康体操」は西部地区（35.1％）、中央地区（34.4％）、東部地区（34.0％）で高くなっている。

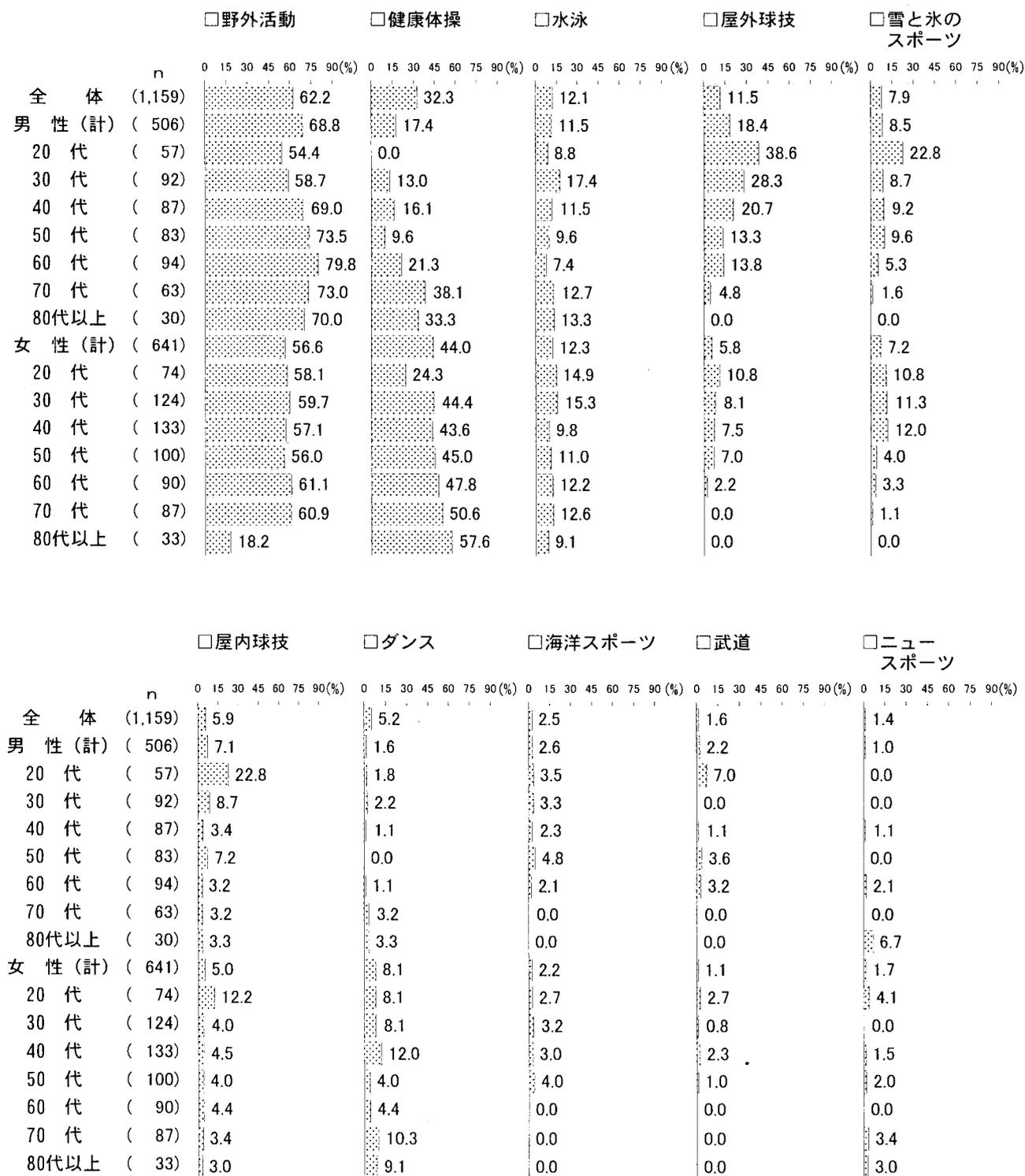
図 11-2-3 現在行っている運動・スポーツ【上位 10 項目】（地区別）



### (3) 性・年代別

- ・「健康体操」は女性（44.0％）が男性（17.4％）より 26.6 ポイント高くなっている。一方、「屋外球技」は男性（18.4％）が女性（5.8％）より 12.6 ポイント高くなっている。
- ・「野外活動」は男性 60 代（79.8％）で高くなっている。
- ・「健康体操」は女性ではおおむね高い年代ほど割合が高い傾向にあり、特に女性 80 代以上（57.6％）で高くなっている。

図 11-2-4 現在行っている運動・スポーツ【上位 10 項目】（性・年代別）



### 11-3 今後行いたい運動・スポーツ

問28 あなたは、今後どのような運動やスポーツをしたいですか。(○は3つまで)

- ・「野外活動」が4割半ばで最も高く、次いで「健康体操」が4割近く、「水泳」が2割半ばとなっている。
- ・「野外活動」は男性の40代と60代、女性50代で高くなっている。また、中央地区で高くなっている。
- ・「健康体操」は女性が男性より高く、女性の50代、60代、70代で高くなっている。また、西部地区で高くなっている。

#### (1) 全体

- ・「野外活動」が44.0%で最も高く、次いで「健康体操」36.9%、「水泳」26.0%、「屋外球技」13.7%の順となっている。
- ・今後行いたい運動・スポーツの推移をみると、前回(平成21年)より「野外活動」が19.8ポイント、「健康体操」が11.3ポイント、それぞれ増加している。一方、「海洋スポーツ」が6.4ポイント減少している。

図11-3-1 今後行いたい運動・スポーツ(全体)

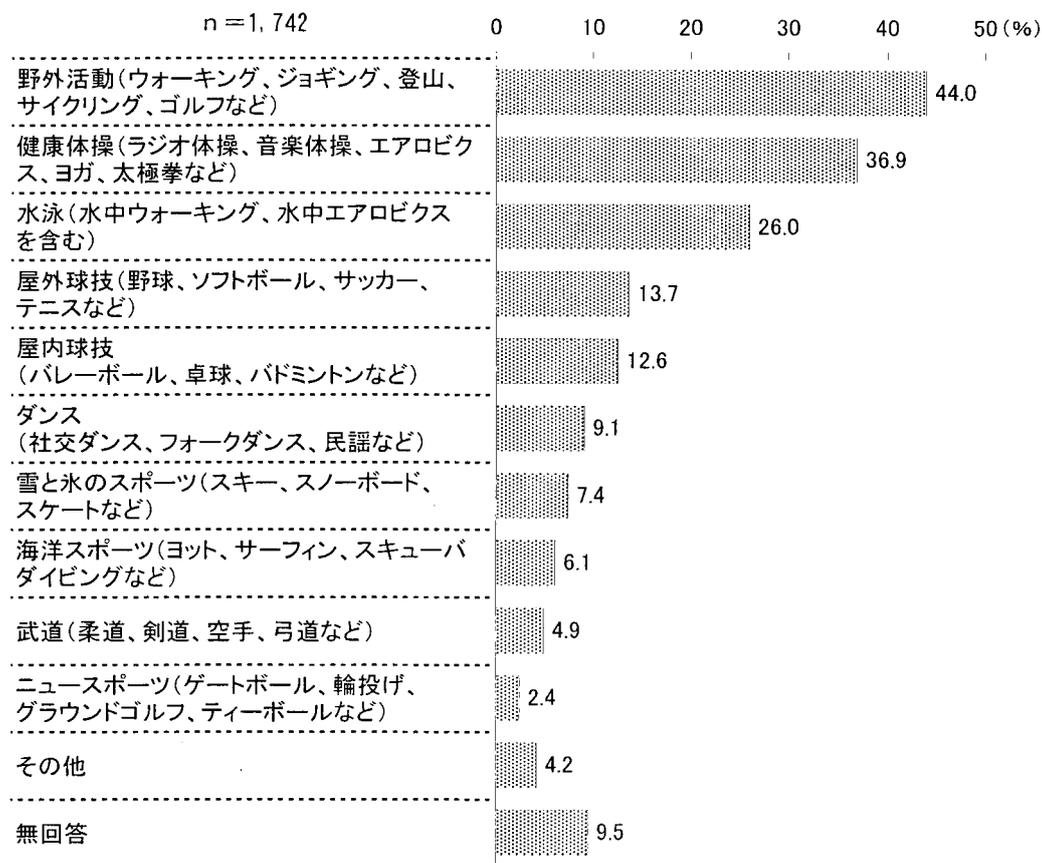
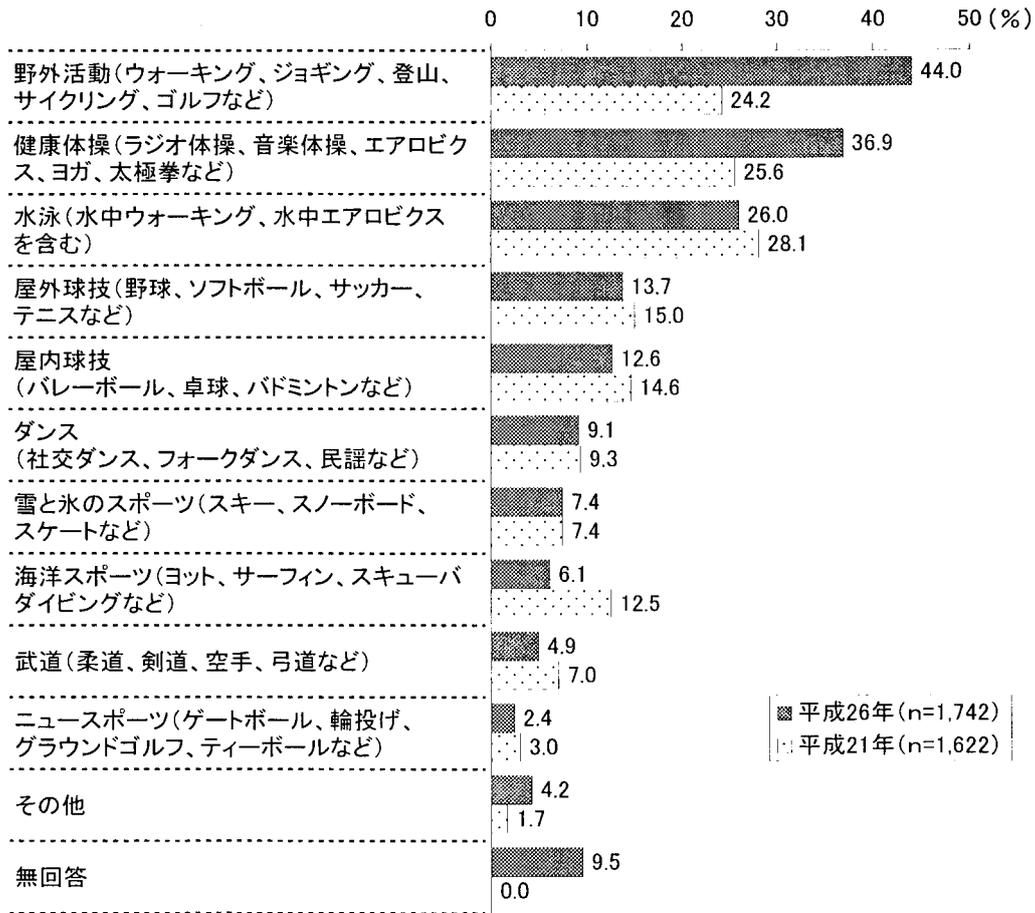


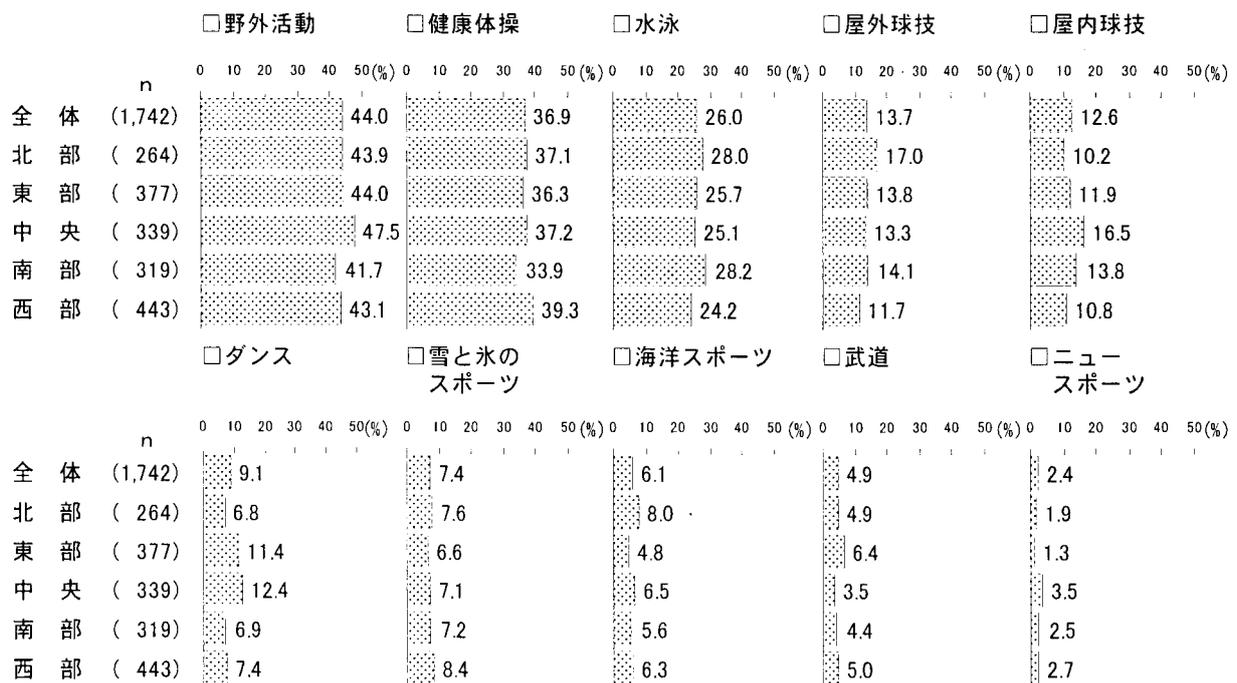
図 11-3-2 今後行いたい運動・スポーツの推移（全体）



(2) 地区別

・「野外活動」は中央地区(47.5%)で高く、「健康体操」は西部地区(39.3%)で高くなっている。

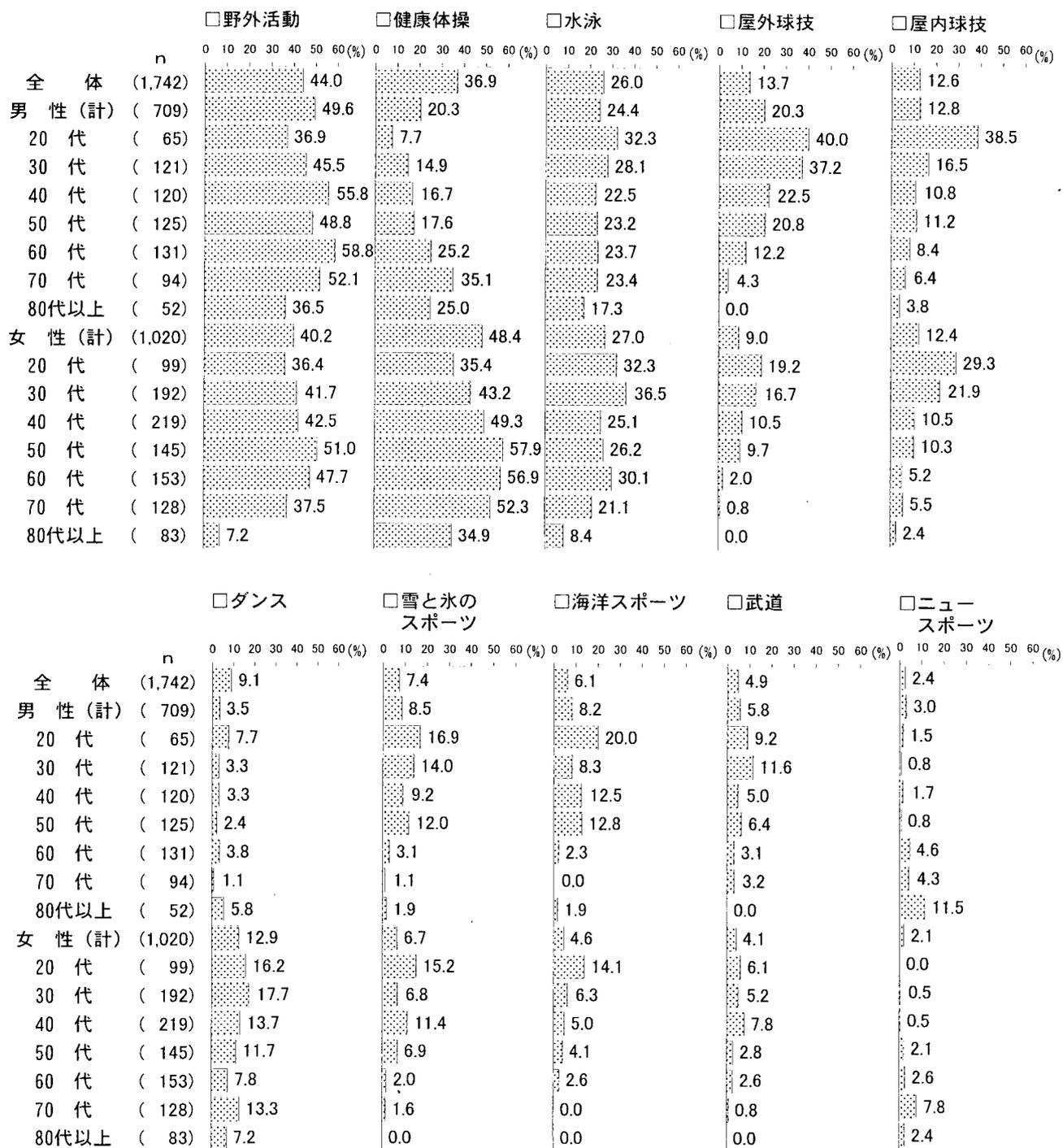
図 11-3-3 今後行いたい運動・スポーツ【上位10項目】(地区別)



### (3) 性・年代別

- ・「健康体操」は女性（48.4%）が男性（20.3%）より 28.1 ポイント高くなっている。一方、「屋外球技」は男性（20.3%）が女性（9.0%）より 11.3 ポイント高くなっている。
- ・「野外活動」は男性の 40 代（55.8%）と 60 代（58.8%）、女性 50 代（51.0%）で高くなっている。
- ・「健康体操」は女性の 50 代（57.9%）、60 代（56.9%）、70 代（52.3%）で高くなっている。

図 11-3-4 今後行いたい運動・スポーツ【上位 10 項目】（性・年代別）



## 11-4 「総合型地域スポーツクラブ スポルテ目黒」の認知度

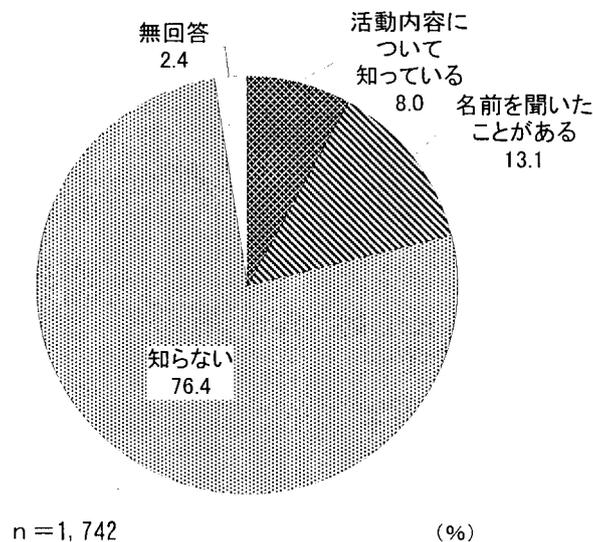
問29 あなたは、目黒区に「総合型地域スポーツクラブ スポルテ目黒」が設立されていることを知っていますか。(○は1つ)

- ・「活動内容について知っている」と「名前を聞いたことがある」を合わせた『知っている』は2割を超えている。一方、「知らない」は7割半ばとなっている。
- ・『知っている』は女性が男性より高く、女性の40代と70代で高くなっている。また、中央地区と南部地区で高くなっている。
- ・「知らない」は男性、女性ともに20代と30代で高くなっている。また、北部地区と東部地区で高くなっている。

### (1) 全体

- ・「活動内容について知っている」8.0%と「名前を聞いたことがある」13.1%を合わせた『知っている』は21.1%となっている。一方、「知らない」は76.4%となっている。

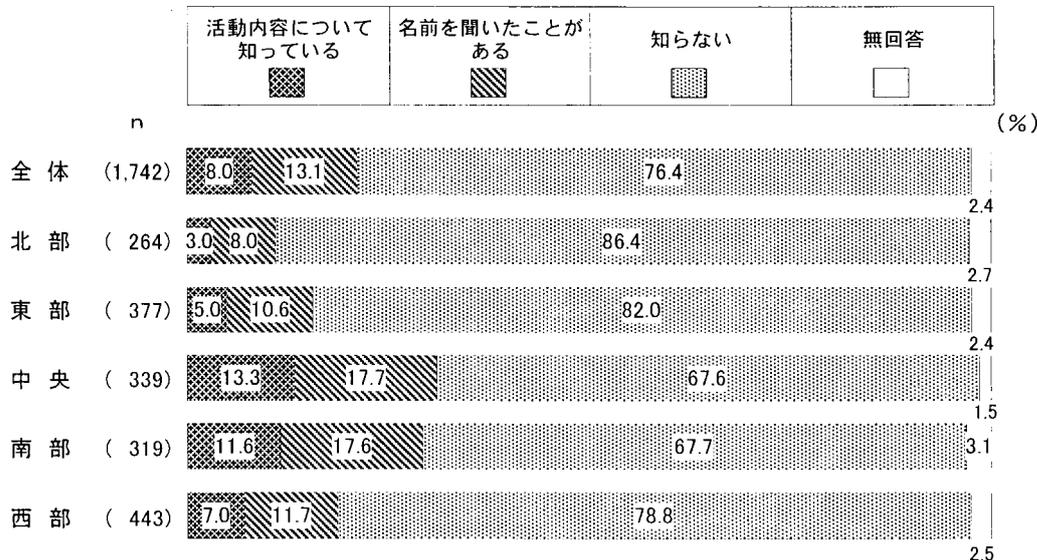
図11-4-1 「総合型地域スポーツクラブ スポルテ目黒」の認知度(全体)



### (2) 地区別

- ・『知っている』は中央地区(31.0%)と南部地区(29.2%)で高くなっている。
- ・「知らない」は北部地区(86.4%)と東部地区(82.0%)で高くなっている。

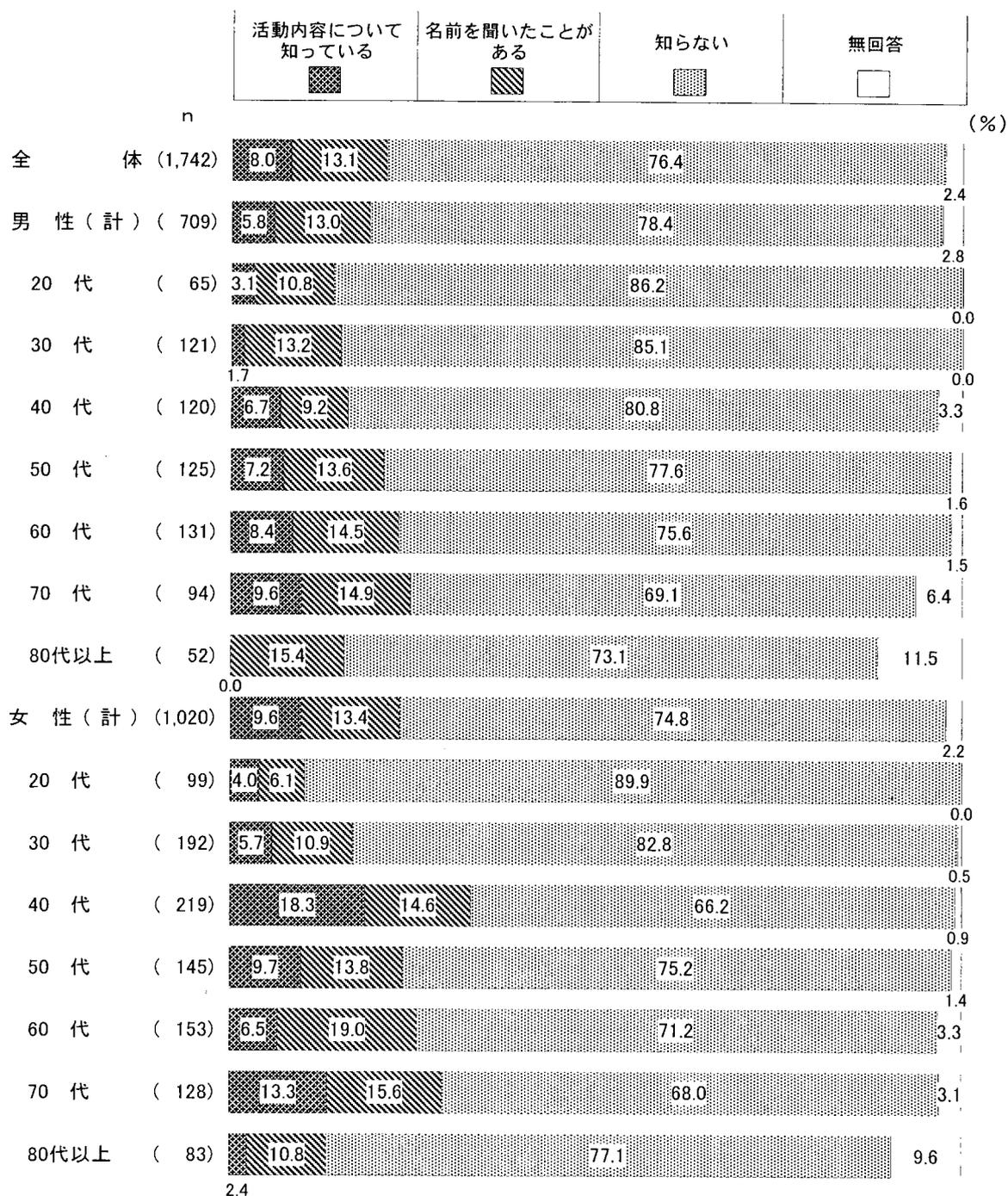
図11-4-2 「総合型地域スポーツクラブ スポルテ目黒」の認知度(地区別)



### (3) 性・年代別

- ・『知っている』は女性（23.0%）が男性（18.8%）より4.2ポイント高くなっている。
- ・『知っている』は女性の40代（32.9%）と70代（28.9%）で高くなっている。また、男性ではおおむね高い年代ほど割合が高い傾向にある。
- ・「知らない」は男性、女性ともに20代（男性86.2%、女性89.9%）と30代（男性85.1%、女性82.8%）で高くなっている。

図 11-4-3 「総合型地域スポーツクラブ スポルテ目黒」の認知度（性・年代別）



	生徒数	部活 加入数	運動部数	文化部数	加入率 (%)	運動部 加入率 (%)	文化部 加入率 (%)
第一中学校	154	155	91	64	101	59	42
第三中学校	199	152	103	49	76	52	25
第四中学校	189	179	133	46	95	70	24
第七中学校	225	174	122	52	77	54	23
第八中学校	240	250	155	95	104	65	40
第九中学校	194	139	98	41	72	51	21
第十中学校	345	294	225	69	85	65	20
第十一中学校	202	164	143	21	81	71	10
東山中学校	492	504	352	152	102	72	22
中央中学校	540	413	296	117	76	55	22
合計	2,780	2,424	1,718	706	87	62	25

## 資料 2 区立スポーツ施設の概要

施設名称	開館年月日	概 要	広 さ
駒場体育館	昭和 61 年 6 月 1 日	体育室	33m×26. 4m、 871. 2㎡
		トレーニング室	96㎡
		屋内ランニングコース	1. 3m×110m
		屋内プール	25m×13m、 673. 99㎡
		庭球場（専用 3 面）	1, 847. 33㎡
		ゲートボール場兼用 1 面	868. 71㎡
目黒区民センター 体育館	昭和 49 年 8 月 1 日	体育室	35m×21m、 783㎡
	平成 19 年 4 月 1 日	トレーニング室	269. 42㎡
		トレーニングスタジオ	129. 85㎡
	昭和 49 年 8 月 1 日	プール（屋内）	25m×13m、 946. 36㎡
		プール（屋外）	50m×20m、
		プール（幼児）	4, 372㎡
碑文谷体育館	野球場・庭球場 平成 12 年 11 月 24 日	体育室	36m×32m、 1, 209. 41㎡
		野球場	76m、 5, 629㎡
	体育館 平成 13 年 4 月 1 日	庭球場（6 面）	4, 372㎡
		ウォーキングコース	
中央体育館	昭和 43 年 2 月 1 日	競技場	35m×40m、 1, 400㎡
	平成 20 年 4 月 1 日	トレーニング室	109㎡
	昭和 43 年 2 月 1 日	柔道場	12m×15m、 180㎡
		剣道場	12m×26m、 312㎡
		弓道場	5 人立、 矢道 28m、 345㎡
平成元年	エアライフル場	6 射座、 86㎡	
八雲体育館	平成 14 年 7 月 1 日	体育室	34m×27m、 994. 98㎡
		トレーニング室	160㎡
宮前公園庭球場	昭和 47 年 3 月 30 日	庭球場（2 面）	1, 434㎡
砧野球場	昭和 43 年 6 月 1 日	軟式野球場（3 面） 少年軟式野球場（3 面）	49, 049. 5㎡
砧サッカー場	平成 11 年 4 月 1 日	サッカー場（1 面）	100m×64m、 6, 400㎡
		少年サッカー場（1 面）	80m×50m、 4, 000㎡
五本木小学校屋内プール （中央地区プール）	平成 7 年 3 月 19 日	屋内温水 25 メートル 6 コース	25m×12. 5m
緑ヶ丘小学校屋内プール （西部地区プール）	昭和 62 年 5 月 1 日	屋内温水 25 メートル 6 コース	25m×13m
碑小学校屋内プール （南部地区プール）	平成 20 年 3 月 1 日	屋内温水 25 メートル 6 コース	25m×12. 5m

# 用語解説

※この解説は、本文中に記載されている用語についてのものです。  
※本文中には\_\_\_\_\_で表示してあります。

## あ行

### 新しい公共

支え合いと活気のある社会を作るための当事者たちの協働の場といわれています。そこでは、国民、市民団体や地域組織、企業やその他の事業体、政府等が、一定のルールによってそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働することが期待されています。

内閣府「新しい公共」円卓会議『『新しい公共』宣言』（平成22年）

### アメニティ

環境（建物・場所・気候・風土等）の質に関する概念。快適性。快適な環境、魅力ある環境のこと。

### インターンシップ

学生に就業体験の機会を提供する制度。職業適性を見極めや、職業選択の判断材料を得る機会となっている。

### NPO

Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、一般的には営利を目的としない民間組織のことをいい、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指す。これらの団体のうち「特定非営利活動促進法」に基づく認証を取得し、法人登記した団体をNPO法人という。

### オリंपイズム

クーベルタンが提唱した、「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって理解し合うことで、平和でよりよい世界の実現に貢献する」という、オリंपックのあるべき姿の考え方。

## か行

### 介護予防

いつまでも元気で、いきいきと暮らしていくため、要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、要介護状態であってもそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。

### キャパシティ

収容能力または容量のこと。

### コミュニティ

人々の自発的な意識に基づいた社会参加（地域参加や行政への住民参加）によって人びと相互の連帯感や社会的役割の自覚に支えられた地域の共同体

## 好循環

ここでは、トップスポーツにより培われるアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域におけるスポーツに還元すること。また、それらトップアスリートを目指したスポーツ活動を活性化させ、人の循環をつくること。

## さ行

### 指定管理者制度

平成15年に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理について創設された制度。従来、公の施設の管理ができるのは、区、公共的団体及び区の出資法人に限定されていたが、法改正により、広く民間事業者も管理の代行ができることになった。

### スポーツ基本計画

文部科学省が平成24年3月に策定。スポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等が一体となって施策を推進していくための指針。10年間程度を見通した基本方針と、平成24年度から5年間にわたる総合的かつ計画的に取り組む施策が示されている。

### スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関する基本理念を定めた。国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。

### スポーツ施設予約システム

インターネットを通じて、自宅等のパソコンや携帯電話、各施設に設置された利用者端末機から、目黒区のスポーツ施設の空き状況の検索や予約を行うシステムのこと。

### 生活習慣病

高血圧症、糖尿病（インスリン非依存性）、脂質異常（家族性を除く）をはじめ、悪性新生物（がん）、脳血管疾患、心疾患などを総称している。悪性新生物（がん）、脳血管疾患、心疾患の3疾病で日本人の死亡原因の約6割を占めている。

### 総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、多世代・多種目・多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

## た行

### 東京都スポーツ推進計画

平成25年3月に東京都により策定されたスポーツ振興計画。東京都における新たなスポーツ都市像の創出と、スポーツの裾野の更なる拡大をはじめとした、スポーツ施策の一層の推進を目指した振興計画が示されている。

### 東京都障害者スポーツ振興計画

平成24年3月に東京都により策定された障害者スポーツ振興計画。障害者スポーツの一層の振興を図っていくため、中長期的な視点からの体系的・継続的な振興計画が示されている。

## トップスポーツ

オリンピックやプロスポーツ、国民体育大会など、競技レベルの高いスポーツの総称。

## な行

### ネットワークガバナンス

多様な組織・団体等の協力的なつながり（ネットワーク）を形成したり、それら組織・団体間の活動の整合性をとり、活性化させること。

### ノーマライゼーション

すべての人々が同じ社会の一員として他の人々と変わらない日常生活を営むことが通常の間生活であり、さらに障害をもつ人も地域を基盤としてともに生きていける社会が正常な社会であるとし、この両面をともに実現する社会を目指していくこと。

## は行

### パラリンピアン

パラリンピック選手もしくはパラリンピック出場経験者のこと。

### 保健体育審議会の答申（平成元年）

保健体育審議会が、平成元年11月21日付けで文部大臣に答申したもの。「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」と題し、21世紀までを見通したスポーツの振興方策についての基本的な考え方を示している。

### 補助計画

目黒区では、長期計画として、基本構想・基本計画・実施計画の3つを定め、それらの下に各種の補助計画を作成し、区政を総合的、計画的に推進している。

## ま行

### 目黒区基本計画

目黒区基本構想を実現するため、区行政の立場から基本構想に示された諸問題への取り組みと具体的な施策を、長期的、総合的、体系的な計画として策定したもの。

## や行

### 友好都市

目黒区は宮城県角田市及び気仙沼市、中国北京市東城区（旧・崇文区）と友好都市協定を締結している。

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って都市施設や製品・サービスなどをデザインすること。

## ら行

### ライフステージ

人の一生を幼少期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階のこと。

### リハビリテーション

身体に障害のある人などが、再び社会生活に復帰するために取り組む、総合的な治療的訓練のこと。身体的な機能回復訓練だけでなく、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。

平成 26 年 8 月 26 日付け目区ス第 1700 号決定

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条の規定に基づき、目黒区の実情に即した地方スポーツ推進計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定するにあたり、スポーツ推進について多様な分野から専門的な助言を得るためスポーツ推進計画懇話会（以下「スポーツ懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 スポーツ懇話会は、スポーツ推進計画の策定に係る次に掲げる事項について検討し、区長に報告する。

- (1) スポーツ推進計画策定に関すること
- (2) その他座長が必要と認めた事項

(構成等)

第 3 条 スポーツ懇話会の委員は 14 人以内をもって構成する。

2 前項に規定する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者・専門家 2 人程度
- (2) スポーツ関係団体 3 人程度
- (3) 青少年団体 1 人程度
- (4) 区関係団体 4 人程度
- (5) 学校関係者 2 人程度
- (6) 公募区民 2 人程度

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日からスポーツ推進計画の策定までとする。

(座長及び副座長)

第 5 条 スポーツ懇話会に座長及び副座長を各 1 人置き、委員のうちから互選により定める。

2 座長は、スポーツ懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(召集)

第 6 条 座長は、必要に応じスポーツ懇話会を招集し、会議を主宰する。

2 スポーツ懇話会は、委員の過半数の出席をもって、会議を開くこととする。

3 会議は、原則として公開とする。

(小委員会)

第 7 条 スポーツ懇話会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、第 3 条に定める委員のうちから座長が指名する。

(意見聴取)

第 8 条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をスポーツ懇話会及び小委員会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 9 条 スポーツ懇話会の事務局は、文化・スポーツ部スポーツ振興課が担当する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ懇話会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 26 日から施行する。

目黒区スポーツ推進計画懇話会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	選出団体等	区分
座長	柳沢和雄	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	学識経験者
副座長	木村和彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授	
委員	熊谷直樹	特定非営利活動法人目黒体育協会理事	スポーツ関係団体
委員	澤井翼	特定非営利活動法人スポルテ目黒理事長	
委員	福地悦子	目黒区スポーツ推進委員協議会会長	
委員	長岡弘志	目黒区青少年委員会委員	青少年団体
委員	朝比奈義雄	目黒区老人クラブ連合会副会長	区関係団体
委員	木村肇	社団法人目黒区医師会会長	
委員	山田脩	目黒区障害者団体懇話会会長	
委員	吉川高広	目黒区商店街連合会青年部副部長	
委員	豊島修二	目黒区立第十一中学校長	学校関係
委員	若林研司	目黒区立下目黒小学校長	
委員	中川裕之	区民	公募区民
委員	山崎恵子	区民	

## 審議の経過

日 付	会議名	内 容
平成26年10月31日	第1回懇話会	・目黒区スポーツ推進計画策定の考え方
		・今後のスケジュールについて
		・目黒区スポーツ推進計画懇話会に係る会議録の取り扱い
		・スポーツ関連事業について
平成26年11月26日	第2回懇話会	・スポーツの意義と効果
		・区民スポーツの現状と課題
平成26年12月19日	第3回懇話会	・計画の目標
		・施策の体系
平成27年1月10日	第1回小委員会	・中間まとめ(案)
平成27年1月23日	第4回懇話会	・中間まとめ(案)検討
平成27年2月9日	第5回懇話会	・中間まとめ(案)決定
平成27年3月5日		・区報掲載意見募集
平成27年5月19日	第6回懇話会	・意見書の決定

懇話会・・・目黒区スポーツ推進計画懇話会

小委員会・・・目黒区スポーツ推進計画懇話会小委員会